

地震に備えて

# 一般木造住宅の耐震診断と耐震補強を

建設課建設係  
1172



なぜ耐震診断や耐震補強が必要なの?

「診断」である「耐震診断」が必要となります。

住宅の耐震診断を人の病気と例えると、建物は、「古くなる→弱くなる→医者(専門家)に見てもらう」と言うことになります。

住宅には、二大成人病とも言える「鉛直病」と「水平病」があります。

住宅が古くなると、床のたわみ、柱と建具にすき間が生じてくるなどの自覚症状が出てきたりします。これらの自覚症状は、重み(鉛直力)による「鉛直病」によつて生じるもので、横(水平)に働く方を中心と考えます。

また、「水平病」は、ほとんど自覚症状がなく、地震の瞬間の揺れで発病してしまうものです。(地震の力は建物に対する力で、横(水平)に働く方のため、最悪の事態にならないよう、事前の「健康

## 耐震診断から耐震補強まで



このことから、改正前に建てられた建物は耐震性に不安がありますので、耐震診断により耐震性を確認し、結果によつては、耐震補強が必要となります。

**木造住宅無料耐震診断**  
対象となる住宅 市内に建築されている木造住宅で次の要件を満たすもの  
建築時期 昭和56年5月31日以前に着工され完成している

準法が改正され、地震に対応する建物の強さの基準が変わりました。阪神・淡路大震災などにおいて倒壊した建物の多くが、改正前に建てられたものでした。

市では、一般木造住宅の耐震診断および耐震補強の補助に取り組んでいます。  
わが家の地震対策の一環として、耐震診断、耐震補強を考えてみませんか。

申込期間 午前8時30分～午後5時15分

持ち物 積水印鑑

診断料 無料

**耐震補強のポイント**

- ①壁や筋かいを入れたりする
- ②屋根を軽くする
- ③平面バランスを良くする
- ④上下階の柱や壁の位置を一  
致させる
- ⑤接合部を金物などで固定する
- ⑥基礎を補強する
- ⑦腐った土台や柱は取り替  
え、防腐処理を行う

構造 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法(ツーバイフォー)のもの  
用途 専用住宅、共同住宅、長屋建住宅(居住者の承諾が必要)、併用住宅(延床面積の2分の1以上を住宅に使用していること)

階数 3階建以下  
対象となる工事 市が実施する耐震診断などを受け、総合評点が0・7未満となつたものを1・0以上に補強するもので、補強計画の判定を受け行う工事

補助金額 費用の3分の2の額(限度額61万円)  
※今年度より、所得など一定の要件を満たす場合は、国の補助金の加算があります。

(土曜・日曜日、祝日を除く)  
申込場所 建設課建設係  
**木造住宅耐震補強の補助**  
対象となる住宅 一定戸数以上の住宅(10戸/1戸)が建ち並んだ地域で、次のア、イのいずれかに該当する住宅ア、計算による世帯の収入月額が39万7千円以下  
イ、60歳以上のみで生活している世帯